

令和5年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和5年3月
厚生労働省

「戦没者遺骨収集推進戦略」（令和元年12月17日戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、令和5年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ミャンマー4班、マリアナ諸島8班、パラオ諸島4班、トラック諸島1班、ギルバート諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア7班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、オーストラリア1班、インド2班、北ボルネオ1班、モンゴル1班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、フィリピン14班、インドネシア3班、アッツ島1班、バングラデシュ1班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域	令和5年9月下旬 ～ 10月上旬
	バゴー地域東部、バゴー地域西部	10月下旬 ～ 11月上旬
	モン州、マンダレー地域	12月上旬 ～ 12月下旬
	バゴー地域東部、チン州	令和6年1月下旬 ～ 2月上旬
マリアナ諸島	テニアン島	令和5年5月中旬 ～ 5月下旬
	グアム島	6月下旬 ～ 7月中旬
	パガン島	7月中旬 ～ 7月下旬
	サイパン島	8月下旬 ～ 9月上旬
	テニアン島	9月中旬 ～ 9月下旬
	グアム島	10月中旬 ～ 10月下旬
	サイパン島	令和6年1月下旬 ～ 2月上旬
	テニアン島	2月下旬 ～ 3月上旬

パラオ諸島	アンガウル島、ペリリュー島	令和5年 5月中旬	～	5月下旬
		7月中旬	～	8月上旬
		9月中旬	～	10月上旬
		令和6年 2月下旬	～	3月上旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和5年 10月中旬	～	令和6年 3月下旬
ギルバート諸島	マキン環礁	令和5年 9月中旬	～	令和6年 3月下旬
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	令和5年 7月上旬	～	令和6年 3月下旬
東部ニューギニア	マダン州、ミルンベイ州	令和5年 5月中旬	～	5月下旬
	サンダウン州、東セピック州	6月下旬	～	7月中旬
	マダン州、東セピック州	7月中旬	～	8月上旬
	オロ州、モロベ州	8月下旬	～	9月中旬
	サンダウン州、東セピック州	9月下旬	～	10月中旬
	ミルンベイ州、セントラル州	10月下旬	～	11月中旬
	オロ州、モロベ州	11月下旬	～	12月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	令和5年 5月下旬	～	6月上旬
		7月下旬	～	8月上旬
	ニューブリテン島、ブーゲンビル島	9月上旬	～	9月下旬
	ニューブリテン諸島、ベララベラ島	11月中旬	～	12月上旬
	ブーゲンビル島	令和6年 1月下旬	～	2月上旬
	ガダルカナル島、ツラギ島、ガブツ島等	3月上旬	～	3月下旬
オーストラリア	地域未定	令和5年 5月下旬	～	令和6年 3月下旬

インド	マニプール州、ナガランド州	令和5年 10月上旬	～	10月中旬
		11月下旬	～	12月上旬
北ボルネオ	地域未定	令和5年 9月下旬	～	令和6年 3月下旬
モンゴル	地域未定	令和5年 5月下旬	～	8月中旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	地域未定	令和5年 6月下旬	～	11月下旬
フィリピン	タルラック州	令和5年 8月上旬	～	8月中旬
	パンパンガ州	8月上旬	～	8月中旬
	バターン州	9月上旬	～	9月中旬
	サンパレス州	9月上旬	～	9月中旬
	パンガシナン州、ヌエバエシハ州	10月上旬	～	10月中旬
	パンガシナン州	10月上旬	～	10月中旬
	ベンゲット州、ラウニオン州	11月上旬	～	11月中旬
	ベンゲット州	12月上旬	～	12月中旬
		12月上旬	～	12月中旬
	ケソン州、ラグナ州、バタングス州、リサール州	令和6年 1月上旬	～	1月中旬
	ヌエバビスカヤ州	1月上旬	～	1月中旬
	イサベラ州、リサール州	2月上旬	～	2月中旬
	カガヤン州、リサール州	2月上旬	～	2月中旬
	ベンゲット州	3月中旬	～	3月下旬
インドネシア	パプア州	令和5年 11月上旬	～	11月中旬
	西パプア州	令和6年 1月中旬	～	1月下旬
	パプア州	3月上旬	～	3月中旬
アッツ島	地域未定	令和5年 4月上旬	～	令和6年 3月下旬
バングラデシュ	クミッタ県、チッタゴン県	令和5年 4月中旬	～	令和6年 3月下旬

※ 1 派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、ギルバート諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島3班、バヌアツ1班、インド1班、モンゴル1班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、フィリピン2班、インドネシア2班、バングラデシュ1班、その他地域2班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガイン地域、チン州、シャン州等	令和6年2月中旬 ～ 2月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和5年11月下旬 ～ 12月上旬
パラオ諸島	ペリリュー島、アングウル島等	令和5年11月下旬 ～ 12月中旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和5年8月中旬 ～ 令和6年3月下旬
ギルバート諸島	マキン環礁	令和5年9月中旬 ～ 令和6年3月下旬
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	令和5年11月上旬 ～ 令和6年3月下旬
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州	令和6年2月中旬 ～ 2月下旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	令和5年7月下旬 ～ 8月上旬
		10月下旬 ～ 11月中旬
		令和6年3月上旬 ～ 3月下旬
バヌアツ	ニューヘブリデス諸島	令和5年12月上旬 ～ 令和6年3月下旬
インド	マニプール州、ナガランド州	令和6年2月中旬 ～ 2月下旬
モンゴル	地域未定	令和5年7月下旬 ～ 8月中旬
樺太・千島 （北樺太を除く）	スミルヌイフ、ユジノサハリンスク	令和5年11月上旬 ～ 11月下旬

フィリピン	ルソン島	令和5年11月頃
		令和6年3月頃
インドネシア	パプア州	令和5年7月中旬 ～ 7月下旬
		9月中旬 ～ 9月下旬
バングラデシュ	クミッタ県、チッタゴン県	令和5年11月中旬 ～ 令和6年3月下旬
その他	ミクロネシア・ヤップ州	令和5年10月下旬 ～ 令和6年3月下旬
		令和6年1月中旬 ～ 3月下旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 現地調査を実施するに当たり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	令和5年5月下旬 ～ 6月上旬
	イルクーツク州	6月下旬 ～ 7月上旬
	沿海地方	9月中旬 ～ 9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、クズルオルダ州等	令和5年6月中旬 ～ 6月下旬

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	令和5年 7月下旬 ～ 8月上旬
		7月下旬 ～ 8月上旬
		8月下旬 ～ 9月上旬
	イルクーツク州	8月下旬 ～ 9月上旬
カザフスタン	東カザフスタン州、カラダ ンダ州	令和5年 8月中旬 ～ 8月下旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、新たに調査が可能になった施設や、現地調査の結果等により追加の調査が必要になった施設について、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。

具体的には、ミャンマー、マリアナ諸島、パラオ諸島、トラック諸島、マーシャル諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、北ボルネオ、フィリピン、インドネシアにおいて、適任者の選定及び調整を行う。

- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年12月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、2埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。

中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、令和2年夏に取りまとめた「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方（令和2年8月厚生労働省社会・援護局）」に基づき、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和5年度も、引き続き、トラック諸島での現地調査及び遺骨収集を実施する。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者遺骨の鑑定については、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）に加えて、厚生労働省自らがDNA鑑定を行えるよう、令和2年7月に厚生労働省内に立ち上げた戦没者遺骨鑑定センターに「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）」を令和4年9月に設置した。

令和2年5月に取りまとめた戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針に基づき、引き続き、鑑定体制の充実、鑑定の迅速化に努めていく。

7. その他

- 新型コロナウイルスの感染状況や国際情勢の影響等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。